

香芝市選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法施行令第17条ただし書きの規定により、選挙人名簿に登載されている者の登録の移替えを次の期間延期する。

令和6年10月4日

香芝市選挙管理委員会

委員長 喜多 成典

登録の移替えを延期する期間 令和6年10月10日から選挙の期日まで